

桐生市防災情報伝達システム整備工事

プロポーザル実施要領

令和2年12月

桐生市

目次

1	要領の目的.....	1
2	本事業の目的.....	1
3	事業概要.....	1
4	プロポーザルの日程.....	1
5	参加資格.....	2
6	選定方法.....	2
7	応募方法.....	2
8	提案書の作成方法.....	5
9	一次審査（書類選考）.....	6
10	二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）.....	6
11	採用案決定後の業務.....	6
12	参加者の費用負担.....	6
13	その他.....	7
14	連絡先.....	7

1 要領の目的

本要領は、桐生市が計画している「防災情報伝達システム整備工事」の受注者を、公募型プロポーザル方式で実施するために必要な事項を定めるものです。

2 本事業の目的

桐生市（以下「発注者」という。）では、防災情報伝達システムの整備にあたり、専門的な知識やノウハウの豊富な事業者から優れた提案・支援を受けることにより、本市における防災情報伝達の課題を解消し、防災行政無線設備の充実や拡張性はもとより、より安全なまちづくりを目指すことを目的としています。

3 事業概要

(1) 件名

桐生市防災情報伝達システム整備工事

(2) 事業期間

契約締結の日から令和4年9月30日まで

(3) 事業場所

桐生市内

(4) 事業内容

同報系防災行政無線更新工事（新里・黒保根地区）

コミュニティ FM 放送局基地局新設工事

(5) 応募価格要件

上限額 447,293,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記上限額は予定価格ではありません。

上記上限額は本業務にかかる一切の費用を含むものとする。

4 プロポーザルの日程

(1) 質問書受付・参加申請書受付開始	令和 2年 12月 18日 (金)
(2) 質問書提出期限	令和 2年 12月 24日 (木)
(3) 質問に対する回答（参加者全員に返答）	令和 3年 1月 5日 (火)
(4) 参加申請書提出期限・技術提案書提出受付	令和 3年 1月 13日 (水)
(5) 技術提案書提出期限	令和 3年 1月 27日 (水)
(6) 一次審査（書類審査） 結果通知	令和 3年 2月 3日 (水)
(7) 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和 3年 2月 8日 (月)
(8) プロポーザル結果通知	令和 3年 2月 12日 (金)
(9) 契約予定日	議会の議決日の翌日

5 参加資格

本プロポーザルの参加者は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 桐生市一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する規程に基づく令和2・3年度一般（指名）競争入札参加資格者名簿（建設工事）内の「電気通信工事」の登録があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 桐生市暴力団排除条例（平成24年施行）に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込提出期限以前になされている場合はこの限りではない。
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する監理技術者（電気通信工事）の資格を有する者を専任で配置できること。また、配置する監理技術者並びに現場代理人は、公共工事の実績があること。なお、当該監理技術者は、本資格確認申請のあった日において、3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

6 選定方法

- (1) 実施方式
公募によるプロポーザル方式
- (2) 審査方法
一次審査（書類選考）及び二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

7 応募方法

- (1) 応募方法
本プロポーザルに参加を希望する事業者は、「参加申請書」（様式第1号）及び下記関係書類を以下のとおり提出すること。
 - ① 総合評定値
直近の経営事項審査における総合評定値通知書における総合評定値の写し。
 - ② 実績
過去5年以内に元請受注・完工した公共工事実績を「工事施工実績調書」（様式第4号）に記入し提出すること。工事実績は最大10件までとする。記載した工事案件についてCORINSの写しも添付すること。記載する公共工事は、無線工事または土木工事を伴う通信設備工事とする。
 - ③ 監理技術者及び現場代理人の実績
監理技術者及び現場代理人の過去5年以内の公共工事実績を「配置予定技術者実績調書」（様式第5号）に記入し、記載した工事案件についてCORINSの写しも添付すること。工事が完了していない契約については記載しないこと。また、監理技術者並びに

現場代理人が本事業に関係する資格（第一級電気工事施工管理技士、第一級陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技士等）を保有する場合は、併せて資格者証の写しを添付すること。

④ 監理技術者の資格の証明

監理技術者証の写し及び雇用証明の写し

⑤ その他配置予定技術者

本事業は専門性が高いため、係る配置予定技術者を「その他配置予定技術者調書」（様式第6号）に記入し、過去に担当した実績を記載すること。

配置予定技術者が本事業に関係する資格（第一級電気工事施工管理技士、第一級陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技士等）を保有する場合は、併せて資格者証の写しを添付すること。

⑥ 技術支援における誓約書

機器製造メーカ以外が参加を申込み場合は、別紙機器製造メーカによる技術支援における誓約書（様式第7号）を提出すること。

※デジタル防災行政無線の機器製造メーカが本入札に参加しようとする場合は必要ありません。

ア 参加申請書提出期限 令和3年1月13日（水）正午まで

※申請書受付は土日祝日を除く開庁日のみとします。

イ 応募方法 持参又は郵送（メール・FAXは不可）

※郵送の場合は、到着確認の電話を行うこと。

ウ 受付場所 桐生市役所 共創企画部 防災・危機管理課（担当：小林・星）

(2) 提出書類等に関する質問および回答

提出書類等に関する質問がある場合は、「質問書」（様式第3号）に内容を簡潔に記入の上、以下のとおり提出すること。ただし、技術提案に関する質問には回答しません。

ア 質問書の提出期限

令和2年12月24日（木）正午まで

イ 質問方法

質問書を「14 連絡先」へ電子メールに添付し送信すること。

※電子メールの件名は「【貴社名】プロポーザル質問書」とし、wordデータのまま添付ファイルで送信すること。（PDFなどへ変換しないこと）

※電話や来訪による口頭での質問・期限を過ぎた質問は一切受け付けません。

※質問を送信した際には、到着確認の電話を行うこと。

ウ 回答方法

令和3年1月5日（火）に質問者からの質問に対する回答を参加者全員に電子メールにて送信します。

(3) 参加資格の可否及び喪失

発注者は、参加申請書を提出した者について、参加資格を満たしていることを確認できた者に対し参加資格確認通知書兼提案書等提出依頼書の案内通知を FAX にて送信します。ただし、参加資格を満たしている者が多数（3 者以上）の場合は、提案内容の優れた上位数者程度を選定し、一次審査通過者とします。

また、次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとします。

ア 本手続において、提出した書類等に虚偽の記載をし、又はその他不正な行為をしたとき。

イ 工事の契約締結を行うまでの期間中に、「5 参加資格」に該当しなくなったとき。

※FAX が到着したら、到着確認の電話を行うこと。

(4) 内覧及び資料の閲覧

親局設置予定場所（桐生市役所新館屋上及び7階無線室）の内覧とアナログ防災行政無線設備（既存設備）の完成図書の閲覧を下記の日程で実施します。希望者は、「プロポーザル提案書提出依頼書」を受領後防災・危機管理課へ申し込みを行うこと。調整後防災・危機管理課より日程を通知します（中継局及び遠隔制御局の内覧は行いません）

内覧及び資料閲覧日 令和3年1月15日～19日の内2時間程度

(5) 参加辞退

参加申請書を提出後、辞退する者は「辞退届」（様式第2号）に必要事項を記載の上、「14 連絡先」へ持参又は電子メールで送信すること。なお、電子メールの送信後、受信確認の電話を行うこと。

(6) 技術提案書の提出期限等

参加資格確認通知書兼提案書等提出依頼書の受理後、提案書等を下記のとおり提出すること。

ア 技術提案書提出期限 令和3年1月27日（水）正午まで

※提出受付は、土日祝日を除く開庁日のみとします。

※提出した書類は、期限内のみ差替えを可能とします。

※期限内に提案書の提出が無かった場合は、辞退したものとみなします。

イ 提出方法 持参又は郵送（メール・FAX は不可）

※郵送の場合は、到着確認の電話を行うこと。

ウ 提出部数 正：3部（表紙及び見積りに社印が押印されたもの）

要約版：15部（プレゼンテーション用）

データ：1部（（正）提案書1式をPDFにしCDで提出する）

エ 受付場所 桐生市 共創企画部 防災・危機管理課（担当：小林・星）

8 提案書の作成方法

次に求める資料を A4 版（横）で作成し、ファイルに以下の順に綴じて提出すること。図面等は A3 版でも可としますが、A4 版に折込むこと。

ファイルには「桐生市防災情報伝達システム整備工事提案書」及び参加者名を記載してください。

要約版には、下記に示す内容のうち、(3)技術提案を要約して記載し(5)の工事費見積についても 1 頁程度に要約して作成してください（A4 版 30 頁以内）。

提案書(正)内訳

- (1) 表紙
- (2) 本実施要領 7-(1)の①から⑥の資料
- (3) 技術提案資料

技術提案は次のテーマ並びに項目に従って作成すること。各項目内容は簡潔かつ効果が明確となるよう記載し、オプション等整備費に含まないものはその旨明記すること。また項目の記載順は下表の通りを基本とするが、表現・補足が不足する場合は項目を追加すること。なお、特記仕様書に記載の事項に留意し提案すること。

テーマ		項目
1. 防災情報配信システム構成案	1-1 提案のテーマ	テーマ・留意点等
	1-2 新里・黒保根地区のシステム整備案	<ul style="list-style-type: none"> ・基地局構成及び屋外拡声子局の構成 ・単に既設防災行政無線のデジタル更新だけでなく、広く市民に利用して貰える機能・性能を提案すること。 添付資料：システム構成図・音達図
	1-3 桐生地区を含めたシステム整備案	既設設備のない桐生地区を含めた本市全体の整備構成案。 添付資料：システム構成図・音達図
2. 追加提案	2-1 独自提案	本市にとって有益な提案
3. 施工体制	3-1 施工体制	<ul style="list-style-type: none"> ・実現性の高い施工体制 ・高い技術力を持った体制 ・本市に配慮した体制
4. 保守	4-1 保守費	以下のメニューにおける保守費を別紙 1 「保守費」に記載すること（提案者による追加提案分も含む）。 <ul style="list-style-type: none"> ・故障時の 24 時間 365 日受付 ・軽微な修繕 ・通常点検（目視/性能）（年 1 回程度） ・5 年毎の登録点検及び免許更新作業
	4-2 消耗品費	戸別受信機の価格

	4-3 ランニングコスト	別紙2「ランニングコスト」に係る費用を記載すること。
5. 工事費見積	5-1 工事費	工事費用の妥当性

※提案書(正)に枚数の制限はありません。要約版は添付資料、表紙・目次も含めて A4 版 30 頁以内とすること。

9 一次審査 (書類選考)

参加資格については参加申請書を含む提出資料（本実施要領 7-(1)①から⑥）により判定します。参加資格を満たしている者が多数の場合は、実績及び提案内容の優れた上位数者を選定し、一次審査通過者とします。一次審査では、提案者の実績及び上記テーマのうち、4. 保守 5. 工事費を主に審査します。

10 二次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)

一次審査を通過した参加者を対象に、防災・危機管理課の指定する場所において、プレゼンテーション・ヒアリングを実施します。

- (1) 出席者は1参加者あたり3名以内です。
- (2) 時間は1参加者あたり55分（説明30分、質疑応答20分、準備・撤収5分）とします。
- (3) 説明は要約版に沿って進めること（提出資料以外の資料の持ち込みは禁止。ただし、デモンストレーション用やパソコン等の機器の持ち込みは可）。「8 提案書の作成方法(3)技術提案資料」
- (4) 出席者は参加者に限り（身分証持参のこと）。
- (5) スクリーンは発注者が用意するが、パソコン、プロジェクター、ケーブル等は参加者が用意すること。

11 採用案決定後の業務

発注者は、二次審査による選考結果をもとに、最優秀提案者及び優秀者を選定し、最優秀提案者を契約候補者、優秀者を次点者として決定し、契約候補者を契約交渉の相手方とします。ただし、契約候補者が辞退その他の理由で契約の締結に至らなかった場合は、次点者を契約交渉の相手方とします。なお、契約候補者の提案内容について、全てを実施することを確約するものではありません。

結果については、全参加者へ通知を行います。

12 参加者の費用負担

参加申込、技術提案書等の作成、提出等に係る費用は参加者の負担とします。

13 その他

- (1) 提案の著作権は、発注者に帰属します。
- (2) 本プロポーザルにおいて、その公正な執行を妨げた者、虚偽の提案を行った者又は公正な価格の成立を阻害し、もしくは不正な利益を得ようとした者は失格とします。
- (3) 本プロポーザルに係る提出物は返却しません。発注者の保存期限経過後に破棄します。
- (4) 提出された書類が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。
 - ア 提出書類に不足、又は虚偽の内容があった場合。
 - イ 記載すべき事項の全部、又は一部が記載されていない場合。
 - ウ 見積金額が上限額を超えている場合。
- (5) 本プロポーザルに参加したものが、落札業者の下請けとなることは、入札談合や事前の利益供与などを誘発し、公正な競争入札を阻害する可能性があるため禁止します。
- (6) 本プロポーザルにおける評価基準並びに選考内容等については、一切公表しません（情報開示請求の対象外）。

14 連絡先

〒376-8501

群馬県桐生市織姫町1番1号

桐生市役所 共創企画部 防災・危機管理課 （担当：小林・星）

電話 0277-46-1111（内線463）

FAX 0277-43-1001

Email bosai@city.kiryu.lg.jp

以上